

佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ

# PR業務募集要項

平成22年5月31日

佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会

## 【 目 次 】

1 . 佐世保・雲仙・長崎アンテナショップの 設置目的と募集要項の位置づけ .....	1
2 . アンテナショップの設置場所と施設概要 .....	5
3 . アンテナショップの全体スキーム .....	6
4 . 全体スケジュール .....	7
5 . 店舗イメージ .....	7
6 . 委託業務の目的と推進体制 .....	8
7 . 委託業務の範囲と仕様イメージ .....	9
8 . 契約条件 .....	10
9 . 公募及び選定の手続き .....	11
10 . 応募者の参加資格要件 .....	15
11 . 優先交渉権者の選定方法 .....	16
様式集 .....	20

## 1. 佐世保・雲仙・長崎アンテナショップの設置目的と募集要項の位置づけ

佐世保市、雲仙市、長崎市（以下「3市」と略）は、

- ・3市の生産者・生產品と福岡の消費者を“つなぐ”
- ・3市の生産者・產品と福岡の食品バイヤーや飲食店事業者を“つなぐ”
- ・福岡の人々を3市へ誘客するなど観光・交流面で“つなぐ”
- ・3市と福岡の人やまち、文化などを“つなぐ”

という4つの“つなぐ”をテーマに、「佐世保・雲仙・長崎の美味しいに出逢う旬の店」を基本コンセプトとしたアンテナショップを福岡市中洲川端地区に設置することになった。（平成22年10月2日グランドオープン予定）

このアンテナショップは、3市の產品を紹介、宣伝、販売等を行う「物産ゾーン」、3市の旬の食材を直接味わうことができる「飲食ゾーン」、3市の観光情報の発信や各種イベントを行う「観光・イベントゾーン」の3つのゾーンで主に構成されている。

本募集要項は、アンテナショップを福岡県民に広く周知を図り、知名度の向上と販路拡大・売上拡大及び交流人口の拡大を実現するためのPR業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、必要な事項を記載するものである。アンテナショップの名称・愛称は以下のとおりである。

---

(店舗名) 長崎・佐世保・雲仙 ゆめ市場

(愛称) キトラス

---



キトラス

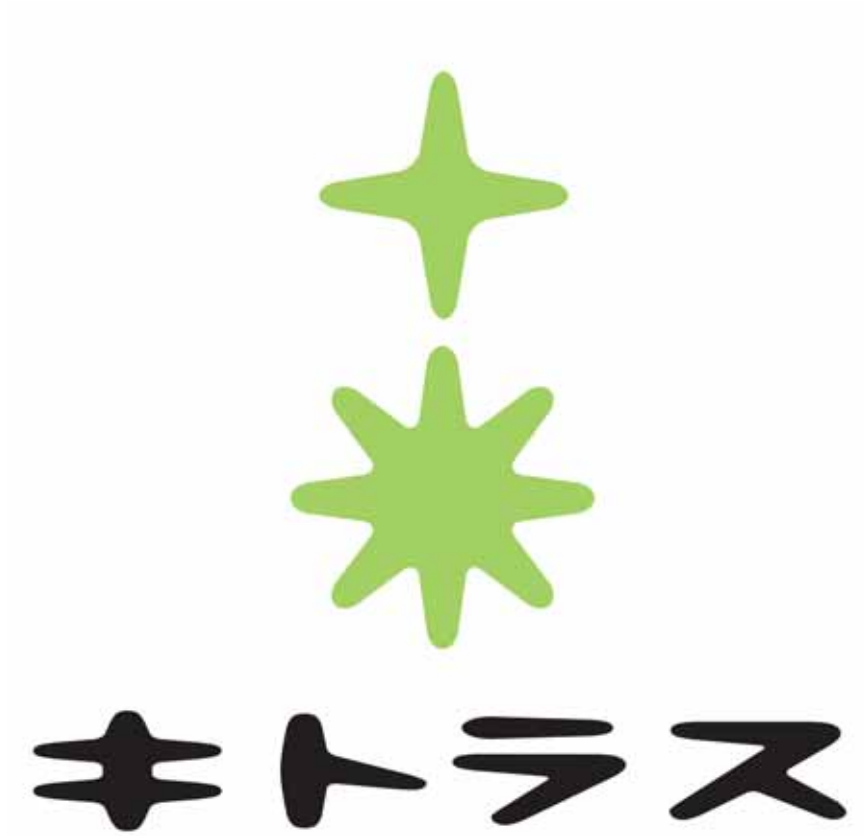
Food Museum  
of  
Nagasaki

---

“kitorasu”

---

長崎・佐世保・雲仙 ゆめ市場

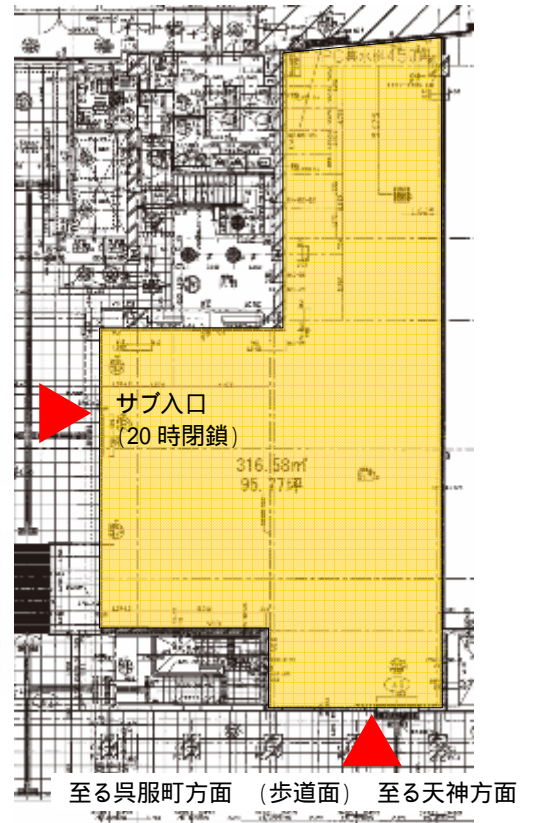




“kitorasu”

## 2. アンテナショップの設置場所と施設概要

- (1) 名称：ふくぎん博多ビル
- (2) 所在地：福岡市博多区上川端町 12-20
- (3) 交通：地下鉄「中洲川端駅」徒歩 1 分
- (4) 竣工年月：平成 20 年 4 月
- (5) 構造：地下 1 階地上 12 階建
- (6) 設置階：1 F
- (7) 面積：95.77 坪 (316.58 m<sup>2</sup>)



### 3. アンテナショップの全体スキーム

(1) 事業主体 : 佐世保市、雲仙市、長崎市

(2) 運営主体 : 佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会

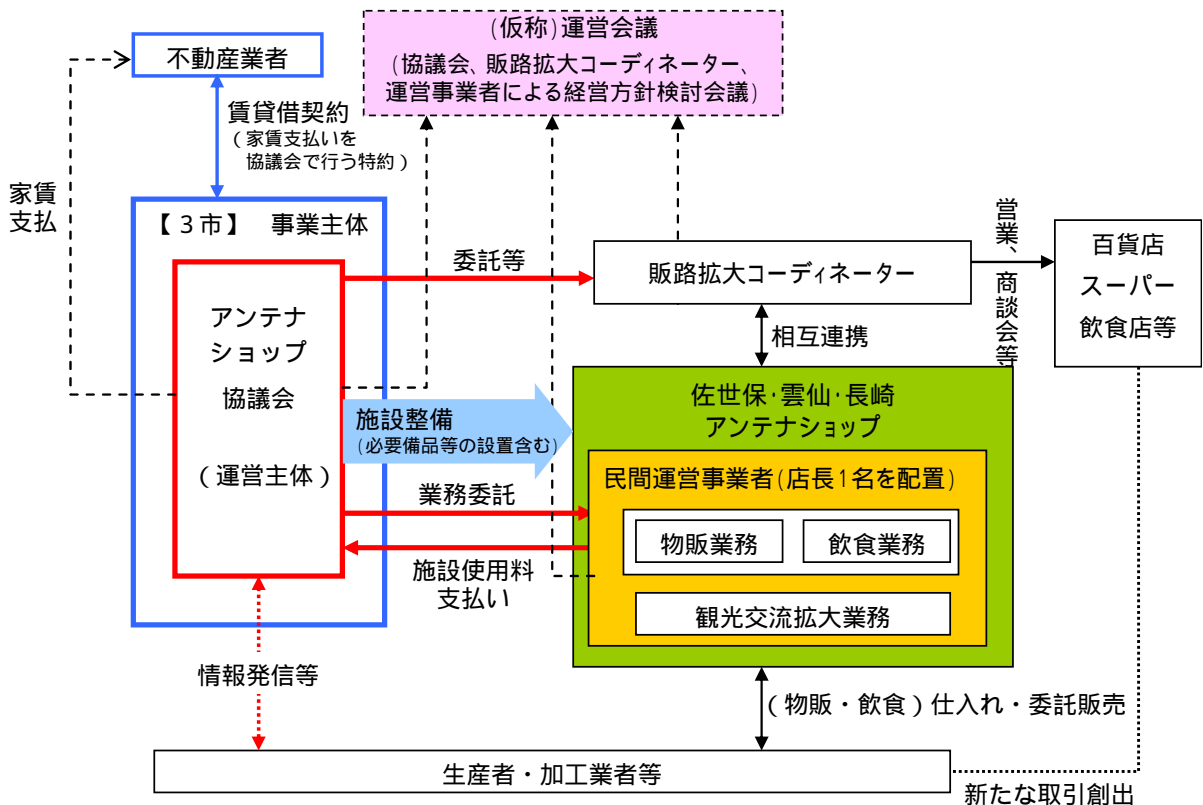
(3) 運営方式

協議会は、アンテナショップの施設整備（必要備品等の設置を含む）を行う。  
 協議会は、「ア 物販業務」、「イ 飲食業務」、「ウ、観光交流拡大業務」を民間事業者（以下、委託された事業者を「運営事業者」という）へ委託する。なお、ア及びイについては、効率的かつ効果的な運営を行うために一体的に委託する。  
 運営事業者は、委託業務を行いつつ、定められた施設使用料金及び利用面積に応じた電気使用料金を協議会へ支払う（上下水道、ガスは別途運営事業者が各自で契約し負担）。協議会は賃貸借契約に定められた家賃を不動産業者へ支払う。  
 協議会は、アンテナショップの「販路拡大コーディネーター」を委託等により配置する。

販路拡大コーディネーターは、百貨店、スーパー、飲食店等への営業を行うとともに、協議会及び運営事業者との連携を図り、店舗を活用した商談会等の販路拡大業務をコーディネートする。

協議会は、生産者及び消費者への情報発信、新商品のテストマーケティング及びイベントゾーンで行う催事販売等の支援を行う。

協議会、販路拡大コーディネーター、運営事業者の3者は、経営方針や活性化方策を検討するための（仮称）運営会議を随時開催する。



#### 4. 全体スケジュール

		全体スケジュール	PR業務に関するスケジュール
H21 度	1月	運営事業者募集要項の公表	
	2月		
	3月	運営事業者優先交渉権者の選定	
H22 度	4月	運営事業者の決定、 店舗愛称決定	
	5月	店舗計画・設計調整開始	・ PR業務委託事業者募集要項 の公表
	6月	↓	・ 事業者の決定
	7月	店舗施工、オープン準備開始	↓ 広報資材作成 開店前PR事業
	8月	↓	
	9月	↓	
	10月	アンテナショップオープン	オープニングイベント(業務外)
	11月		↓
	12月		
	1月		開店後PR事業
	2月		↓
	3月		(次年度も継続)

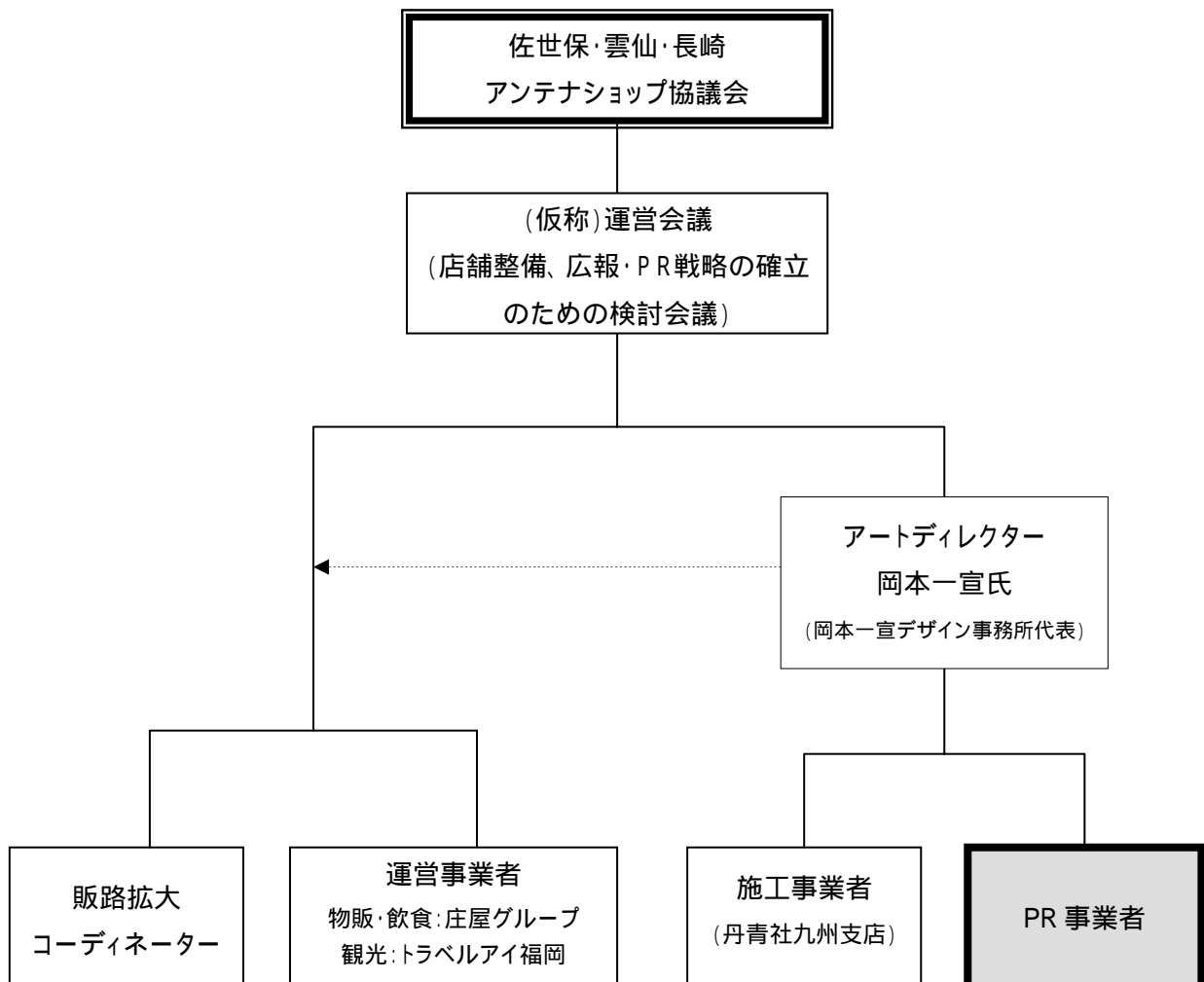
#### 5. 店舗イメージ(平成21年12月現在)



## 6 . 委託業務の目的と推進体制

PR業務は、福岡県民（主として福岡市民）、福岡市内の百貨店・スーパー・飲食店等の関係者、佐世保・雲仙・長崎市の生産者などに対し、アンテナショップの内容やイベント情報等を広く周知を図り、知名度の向上と販路拡大・売上拡大及び交流人口の拡大を実現することを目的とする。

なお、本業務の推進にあたっては、別途推進している店舗整備におけるグラフィック領域と本PR事業におけるグラフィック領域の一体的推進を図るため、下記のとおり「アートディレクター（岡本一宣氏）」を配置する。PR業務を担当する事業者は、アートディレクターとの連携を基本に本業務を遂行することを基本条件とする。



## 7. 委託業務の範囲と仕様イメージ

委託業務の内容は以下のとおり広報資材の制作と告知及びPRの実施とする。

仕様イメージは以下のとおりとするが、具体的な内容については、受託事業者決定後、アートディレクターと受託事業者、協議会の協議により決定する。

なお、広報資材等の作成にあたって使用する店舗の名称（愛称含む）やロゴ・マークは協議会より提供するものを使用する。また、広報資材に使用する写真等は協議会保有のものは提供可能とする。

委託業務の範囲	仕様イメージ・留意点
<b>【広報資材の制作】</b>	全ての資材のデザインは含む
(1) ポスター、チラシ作成	<b>【ポスター】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイズ：2種類（B1、B2等）</li> <li>・ 部数：大200部程度、小2000部程度</li> <li>・ サイズ、部数については提案可能</li> </ul> <b>【チラシ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4版、フルカラー、両面（オープン告知用）</li> <li>・ 部数：100,000部程度</li> </ul>
(2) ショップカード作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1枚、フルカラー、両面</li> <li>・ サイズ、構成は提案による</li> <li>・ 部数：50,000部程度</li> </ul>
(3) タブloid紙作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2ヶ月に1回程度発行する店舗情報紙（本年度は3回予定）</li> <li>・ A3版×4枚程度、フルカラー</li> <li>・ 部数：創刊号20,000部程度、2号及び3号は各10,000部程度</li> <li>・ 協議会からの情報を基にした原稿作成を含む</li> </ul>
(4) ホームページ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本コンテンツは、店舗概要、新着情報、各ゾーンの紹介、イベント情報、生産者向け情報（出店希望者向け情報）、ブログなどを想定。詳細は提案による</li> <li>・ ドメイン取得及びホスティング、更新作業等については協議会が別途対応するため同費用に関する計上は不要</li> <li>・ ただし、上記を見据えた更新しやすいシステムを構築すること</li> </ul>
(5) モーションポップ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主として店内での利用を想定</li> <li>・ 7分以内</li> </ul>

【告知及びPR】	
(6) マスメディア等による告知及びPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリシティを中心としたテレビ、ラジオ、雑誌等によるPRを行う</li> <li>・協議会の支出による新聞広告は行わない(ただし竣工広告の提案は可能)</li> <li>・使用媒体、告知・PR方法は提案による</li> </ul>
(7) イベント、その他方法による告知及びPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント、交通広告、タイアップPRなど、(4)以外のPR方策を自由に提案</li> <li>・但し、本項目にかかる経費については全体の20%未満程度とする</li> <li>・なお、交通広告を提案する場合は、西鉄バス又は地下鉄を利用した提案とすること</li> </ul>

## 8. 契約条件

### (1) 契約締結

本プロポーザルの最優秀提案者を優先交渉権者として選定し、契約交渉等を経た後、協議会との間で業務委託契約を締結する。

(2) 契約期間 : 契約期間は、契約日 ~ 平成23年 3月31日とする。

(3) 予算額 : 金 13,000,000円(税込み) 以内

## 9 . 公募及び選定の手続き

### ( 1 ) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

月 日	事 項
平成 2 2 年 5 月 3 1 日 ( 月 )	募集要項の公表 ( 質問受付開始 )
平成 2 2 年 6 月 3 日 ( 木 )	募集要項の説明会の開催
平成 2 2 年 6 月 4 日 ( 金 )	質問の締め切り
平成 2 2 年 6 月 8 日 ( 火 )	質問の回答
平成 2 2 年 6 月 1 0 日 ( 木 )	参加表明書の提出締め切り
平成 2 2 年 6 月 1 7 日 ( 木 )	提案書の提出締め切り
平成 2 2 年 6 月 2 2 日 ( 火 )	一次審査、一次選考結果の連絡 ( 予定 )
平成 2 2 年 6 月 2 8 日 ( 月 )	二次審査 ( 選定委員会 ( プレゼンテーション ) による優先交渉権者の選定 )

## (2) 説明会等の開催日程及び参加申し込みについて

### 募集要項の説明会

(日 時) 平成22年6月3日(木)午後2時から  
(場 所) 長崎市立図書館新興善メモリアル集会室(長崎市興善町1-1)  
参加希望の方は、電話により、平成22年6月2日(水)までに申し込むこと。  
(申込先): 佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会事務局  
<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/shoku/antenna/>  
(長崎市水産農林部ながさきの食推進室内) 担当: 瀨本、松永  
(所在地): 〒850-0037 長崎市金屋町9-3  
直通 TEL . 095-820-6568 FAX. 095-820-3045  
E-mail: shoku@city.nagasaki.lg.jp

## (3) 質問の受付・回答方法

募集要項等に対する質問がある場合は、任意様式により質問書を作成し、提出期間内(平成22年5月31日~6月4日)に下記の連絡先へ電子メール又はファックスにより提出するものとする(電話等口頭での質問は受け付けない)。

質問に対する回答は、平成22年6月8日(火)に佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会のホームページで公開する。なお、回答にあたっては、質問を行った応募者の名称は公表しない。また、単に意見の表明と解されるものについては回答しない場合がある。

(提出先): 佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会事務局  
<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/shoku/antenna/>  
(長崎市水産農林部ながさきの食推進室内) 担当: 瀨本、松永  
(所在地): 〒850-0037 長崎市金屋町9-3  
直通 TEL . 095-820-6568 FAX. 095-820-3045  
E-mail: shoku@city.nagasaki.lg.jp

( 4 ) 提出書類の提出及び作成要領

参加表明書の提出

応募者は、下記の提出書類（様式 1-1～様式 1-2）を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）にて、平成 22 年 6 月 10 日（木）午後 5 時までに下記の事務局まで正本及び副本各 1 部、計 2 部を提出すること。

様式や記載事項等については、様式集を参照すること。また、参加表明を示した応募者が提案書類の提出を辞退する場合は、提案辞退届（任意様式）を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）にて平成 22 年 6 月 17 日（木）までに下記事務局に提出すること。

（提出先）：佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会事務局

<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/shoku/antenna/>

（長崎市水産農林部ながさきの食推進室内） 担当：瀨本、松永

（所在地）：〒850-0037 長崎市金屋町 9-3

直通 TEL . 095-820-6568 FAX . 095-820-3045

E-mail : shoku@city.nagasaki.lg.jp

（提出書類）

様 式 種 類	様 式
1 . 参加表明書及び誓約書	1-1
2 . 類似業務実績一覧	1-2
（添付書類） 会社概要（最新のもの。資本金、従業員数、売上げ等がわかる書類等）	

## 提案書類の提出

応募者は、下記の提案書類（様式2～様式5）を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）にて、平成22年6月17日（木）午後5時までに下記の事務局までに提出すること。

なお、提出部数は正本1部・副本10部、計11部とする。

提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを1枚提出すること（データはPDFとする）。

様式や記載事項等については、様式集を参照すること。

（提出先）：佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会事務局

<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/shoku/antenna/>

（長崎市水産農林部ながさきの食推進室内） 担当：瀨本、松永

（所在地）：〒850-0037 長崎市金屋町9-3

直通 TEL . 095-820-6568 FAX. 095-820-3045

E-mail: shoku@city.nagasaki.lg.jp

### （提案書類）

提案内容		制限枚数 (様式は全て A3版横仕様と する)	様式
1. 推進体制	推進体制	1枚以内	2
2. 広報資材の 作成につい て	デザインコンセプト・イメージについて	3枚以内	3-1
	その他の広報資材の作成・活用方針について	2枚以内	3-2
3. 告知及びPR 方法につい て	マスメディア等による告知及びPRについて	5枚以内	4-1
	イベント、その他方法による告知及びPRについて	2枚以内	4-2
4. 見積金額	見積もり金額	1枚以内	5

### （5）応募に要する費用等

応募に要する一切の費用は参加者の負担とする。

## 10 . 応募者の参加資格要件

### ( 1 ) 応募者の資格要件

応募者は次の資格要件を全て満たすものとする。

佐世保市、雲仙市、長崎市のいずれかに本社又は主たる事業所があり、本募集要項の公表日現在、広報・宣伝・広告の分野において有資格者名簿に登録がなされていること。

本業務の類似業務実績があること。なお、類似業務実績とは、以下の全てを満たすものとする。

- ・ポスター、チラシの作成
- ・ショッピングカード（店舗リーフレットでも可）の作成
- ・タブロイド紙（情報紙等でも可）の作成
- ・ホームページの作成
- ・マスメディア等による告知及びP Rの実施
- ・イベント等による告知及びP Rの実施

参加表明書の提出期限の日以前6月から提案書提出日までの間に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産開始の申立てがなされていない者。

事業契約期間にわたり確実に遂行する能力及び経営基盤を有すること。

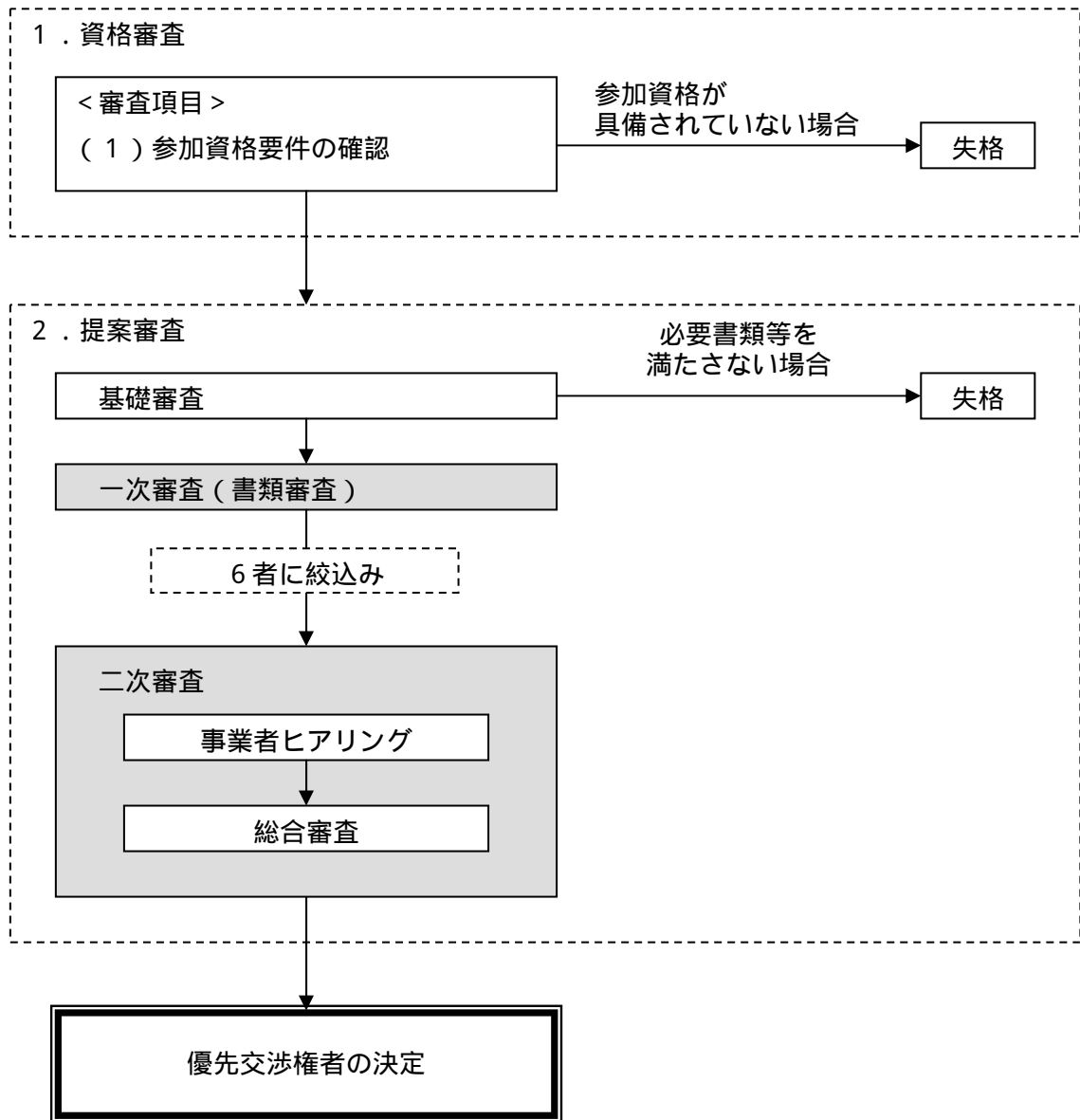
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

最近1年間において、佐世保市、雲仙市、長崎市のうち、該当する所在地全てにおいて、税の滞納をしていないこと。

- ( a ) 国税
- ( b ) 都道府県税
- ( c ) 市町村税

## 11. 優先交渉権者の選定方法

### (1) 選定の流れ



( 1 ) 事業者選定委員会の設置

提案書類の審査は、「佐世保・雲仙・長崎アンテナショップに係るPR業務委託事業者選定委員会」(以下「事業者選定委員会」という。)において審査を行う。

なお、事業者選定委員会の開催は非公開とする。また、事業者選定委員会は応募が1者の場合でも開催する。

( 2 ) 審査・選定手順

委託事業者の選定にあたっては、後述する選定基準に基づいて、事業者選定委員会において二段階審査により優先交渉権者を選定し、その結果を受け、協議会が委託事業者を決定する。

一次審査

参加資格要件を満たす事業者の提案資料をもとに書類審査により6者に絞込みを行う。なお、応募事業者が6者未満の場合は、一次審査は実施しない。

二次審査

一次審査を通過した6者について、運営事業者選定委員会でのヒアリングによって総合評価を行う。なお、円滑な審査に資するため事前に担当課においてヒアリングを実施することがある。

( 3 ) 審査における評価の基準

提案審査における評価は、一次審査、二次審査とも配点基準に基づいて得点化する。二次審査においては、各項目の得点の合計が最も高い提案を優秀提案とする。

提案審査の評価項目と配点等は次のとおりとする。

(評価項目と配点)

評価項目		配点	
1. 実績及び 推進体制(10点)	会社概要・類似業務実績	5	
	推進体制	5	
2. 広報資材の作成 について (35点)	デザインコン セプト・イメー ジについて	ア) デザインコンセプト	3
		イ) ポスターのデザインイメージ	13
		ウ) タブロイド紙のデザイン・構成イ メージ	12
	その他の広報資材の作成・活用方針について		7
3. 告知及びPR方法 について (55点)	マスメディア 等による告知 及びPRにつ いて(50点)	ア) PR戦略の基本方針(展開スト ーリー、媒体役割分担等)	5
		イ) オープン前告知・PRの効果	20
		ウ) オープン後告知・PRの効果	20
	イベント、その他方法による告知及びPRについて		10
合 計		100	

得点の算出方法

提案内容及び事業者ヒアリング結果を踏まえ、評価項目について絶対評価により5段階で評価し得点を決定する。5段階評価の得点の算出は以下のとおりとする。

区分	加点付与基準	加点
A	極めて優れた提案がなされている	配点 × 100%
B	優れた提案がなされている	配点 × 80%
C	提案内容に工夫が見られる	配点 × 60%
D	提案に若干の配慮が見られる	配点 × 40%
E	一般的な内容で特に勘案すべき点が認められない	配点 × 20%

#### ( 4 ) 優先交渉権者の選定

事業者選定委員会は、二次審査の得点が最も高い事業者について、本事業の事業者としてふさわしい事業者であると判断される場合は優先交渉権者として選定する。

なお、最優秀提案が同点の場合には、事業者選定委員会で協議し、優先交渉権者とそうでない者を選定する。

また、提案事業者が1者の場合は、二次審査の得点や提案内容を踏まえ優先交渉権者として適当であるか否かの協議を行い、優先交渉権者かそうでない者かを選定する。

協議会は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、委託事業者を決定する。

#### ( 5 ) 選定結果の通知

審査の結果は、提案書類を提出した応募者に対して、決定後速やかに通知する。

前述の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日等の日数は算入しない。)以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

(様式 1 - 1)

平成 年 月 日

## 参加表明書及び誓約書

佐世保・雲仙・長崎アンテナショップ協議会

会長 田上 富久 様

商号または名称

所在地

代表者名

印

平成 22 年 5 月 31 日付けで公募のありました「佐世保・雲仙・長崎アンテナショップに係る PR 業務」に参加を希望しますので、以下の添付書類を添えて参加表明書を提出します。なお、当法人は、募集要項に示された参加資格要件を全て満たすとともに、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

[添付書類]

会社概要（最新のもの。資本金、従業員数、売上げ等がわかる書類等）

## 類似業務実績一覧

過去5年以内に受託した類似業務の名称、内容、特徴など（各分野 3 件以内）

分 野	業務名	受託期間	受託金額	業務概要・特徴
1 .ポスター、チラシの製作実績				
2 .ショップカード等の製作実績				
3 .タブロイド紙等の製作実績				
4 .ホームページの製作実績				
5 .マスメディア等による告知及びPR実績				
6 .イベント、その他方法による告知及びPR実績				

上記実績については、各分野の単独業務だけではなく、包括的な業務委託の中で対応したのも記載可能とします。この場合の業務名、期間、金額等は包括業務としての記載でかまいません。

1～4については、主な実績を証明する資料（現物又は写し等）を任意様式で提出してください。

A3版横2枚以内でまとめてください。

## 1 . 推進体制

特に次の事項に関しては記載すること。

- ・ 統括責任者及び各部門の担当者の経歴・実績
- ・ 協力会社がある場合は会社名、役割、担当者 など

A3 版横 1 枚以内にまとめること。

## 2 . 広報資材の作成

### デザインコンセプト・イメージについて

特に次の事項に関しては記載すること。

- ・ポスター、店舗パンフレット、ホームページなどの今回作成する広報資材に共通するデザインコンセプト
- ・ポスターのラフデザイン案（2案まで提案可能）
- ・タブロイド紙（A3版4枚程度）創刊号の表紙ラフデザイン案及びページ構成案

A3版横3枚以内にまとめること。

## 2 . 広報資材の作成

### その他の広報資材の作成・活用方針について

特に次の事項に関しては記載すること。

- ・ ショップカードのサイズ、部数、構成イメージ
- ・ ホームページの基本コンテンツ、管理方法
- ・ モーションポップの内容イメージ など

A3 版横 2 枚以内にまとめること。

### 3 . 告知及びPR方法

#### マスメディア等による告知及びPR

特に次の事項に関しては記載すること。

- ・ 店舗開店前～開店後の年間を通じた告知及びPR戦略の考え方  
( 店舗開店前から開店後の年間を通じた展開ストーリー、店舗開店前後のウェイト、使用媒体の役割など )
- ・ 使用媒体毎の具体的な告知及びPR計画  
( 店舗開店前、開店後に分けて、使用媒体、内容、情報量などを具体的に記載 )

(留意点)

協議会では、今回のPRの柱としてテレビ、ラジオ、雑誌等の各種媒体を利用した“パブリシティ”中心のPRを想定していますが、店舗開店前～開店後の年間を通じた告知・PR事業として、総合的な観点で最も効果が期待できる告知・PRの展開ストーリー、使用媒体・内容を個別にご提案ください。

なお、全体的な展開ストーリーの中には、様式4 - 2で記載するイベントやその他方法についても記載してかまいません(個別詳細は4 - 2で記載)。

また、今回の事業の中で、協議会の支出による新聞広告は行わないものとします。(ただし竣工広告の提案は可能)

個別媒体毎の提案にあたっては、出来るだけ具体的な内容を記載してください(例:局名、番組名、雑誌名、その取り扱い内容、量など)

A3版横5枚以内にまとめること。

### 3. 告知及びPR方法

#### イベント、その他方法による告知及びPR

特に次の事項に関しては記載すること。

- ・イベント、交通広告、タイアップPRなど、マスコミ等によるPR以外で、本業務の目的を達成するために必要と考えられる取り組みの内容

(留意点)

本項目にかかる経費については全体の20%未満程度としてください。

交通広告を提案する場合は、西鉄バス又は地下鉄を利用した提案としてください。

A3版横2枚以内にまとめること。

#### 4 . 見積金額

特に次の事項に関しては記載すること。

- ・以下項目について提案内容と連動した見積書（要内訳）を提出すること  
（様式は自由。内訳はできるだけ詳細に記載してください）

##### （ 1 ） 広報資材の制作費

- ・ポスター
- ・チラシ
- ・ショップカード
- ・タブロイド紙等の作成
- ・ホームページ作成
- ・モーションポップ など

##### （ 2 ） 告知及びPR費

- ・マスメディア等を利用した告知及びPR
- ・イベント、その他方法による告知及びPR

A3 版横 1 枚以内にまとめること。